

～ 令和2年6月30日から講習の対象となる危険行為にあり運転が追加 ～



自転車運転者講習



危険行為を繰り返す自転車運転者に「安全講習」の受講が義務化

講習の流れ

14歳以上の者で、信号無視など、危険行為を3年以内に2回以上、摘発された自転車運転者



交通の危険を防止するため、都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令



自転車運転者講習を受講

【講習時間：3時間】

【講習手数料：6,000円】



受講命令に従わない場合

5万円以下の罰金



講習の対象となる危険行為（15項目）

- ☆ 信号無視（法第7条）
- ☆ 通行禁止違反（法第8条第1項）
- ☆ 歩行者用道路における車両の義務違反（法第9条）
- ☆ 通行区分違反（法第17条第1項、第4項、第6項）
- ☆ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（法第17条の2第2項）
- ☆ 遮断踏切立入り（法第33条第2項）
- ☆ 交差点安全進行義務違反等（法第36条）
- ☆ 交差点優先車妨害等（法第37条）
- ☆ 環状交差点安全進行義務違反等（法第37条の2）
- ☆ 指定場所一時不停止等（法第43条）
- ☆ 歩道通行時の通行方法違反（法第63条の4第2項）
- ☆ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（法第63条の9第1項）
- ☆ 酒酔い運転（法第65条第1項）
- ☆ 安全運転義務違反（法第70条）
- ☆ 妨害運転（交通の危険のおそれ・著しい交通の危険）

（法第117条の2の2第11号、第117条の2第6号）

※ 妨害運転とは

自動車やバイク、他の自転車の通行を妨げる目的で、逆走して進路をふさぐ、幅寄せ、進路変更、不必要な急ブレーキ、ベルをしつこく鳴らす、車間距離の不保持、追い越し違反の7つの行為



チラシデータはこちらからダウンロードできます。